社会復帰促進等事業について



労災保険では、保険給付の他に、被災労働者の円滑な社会復帰の促進や遺族を含めた援護など を図るために、以下のような社会復帰促進等事業を実施しています。

● 義肢等補装具購入(修理)に要した費用の支給

障害(補償)等給付を受給していて、一定の欠損障害または機能障害が残った方に対し、義肢 や車いすなどの補装具の購入(修理)に要した費用を支給します。

義肢等補装具の購入(修理)に要した費用の支給を受けようとする場合は、「義肢等補装具 購入・修理費用支給申請書」を都道府県労働局長に提出してください。

● アフターケア

せき髄損傷、頭頸部外傷症候群等、慢性肝炎等の傷病にり患した方に対して「治ゆ」(症状固定)後においても後遺症状が変化したり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがあるので予防その他保健上の措置として診察、保健指導、保健のための薬剤の支給などを実施しています。

アフターケアは、被災労働者からの申請に基づき都道府県労働局長が交付する「健康管理手帳」を労災病院、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター、多くの労災保険指定医療機関に提示することにより、無料で受けることができます。

● 労災就学等援護費

労災就学等援護費には、労災就学援護費と労災就労保育援護費の2種類があり、第1~3級の障害(補償)等年金を受給していて、一定の要件に該当する方で、

- ①生計を同じくしている子が学校*に在学中、またはこの子を就労のために保育所などに預けている場合(※小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校等)
- ②受給している本人が在学中またはその家族の就労のために保育所などに預けられている場合 に支給します。

「労災就学等援護費支給請求書」に在学証明書など必要な書類を添えて、労働基準監督署長に提出してください。

● 長期家族介護者援護金

一定の障害により障害等級第1または2級の障害(補償)等年金を、10年以上受給していた方が業務外の原因で死亡した場合、一定の要件を満たすご遺族の方に、長期家族介護者援護金を支給します。

「長期家族介護者援護金支給申請書」に必要な書類を添えて、 労働基準監督署長に提出してください。



労災 請求書

検索

請求書は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

(https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken06/03.html)

トップページ「分野別の政策一覧」雇用・労働>労働基準>労災補償>労災保険給付関係請求書等ダウンロード